6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirokazu Tsukahara Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Yanokawa Bridge, Route 42 High-way

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 25 May 2018

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 22 June 2018 to 12 : 00 (noon) 25 June 2018 (tenders brought with From 10 : 00 A.M. 22 June 2018 to 12 : 00 (noon) 25 June 2018 or tenders submitted by mail From 10 : 00 A.M. 22 June 2018 to 12 : 00 (noon) 25 June 2018)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 5 月 15 日

支出負担行為担当官

東北防衛局長　深澤　雅貴

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　三沢㉚庁舎Ａ新設建築工事

⑶　工事場所　青森県三沢市

⑷　工事内容　本工事は、以下に掲げる建築工事を行うものである。

・庁舎（ＲＣ－４／Ｂ－１、約7,100㎡）新設の一部（土工事から躯体工事まで）

⑸　工期　平成32年10月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鉄筋：約1,400ｔ、コンクリート：約8,700㎥

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

⑽　本工事は、平成29年度に契約し現に施工中である三沢㉙庁舎Ａ新設建築工事の基礎補強工事（杭工事）の引渡し後、土工事及び躯体部分に係る工事を実施するものである。

⑾　本工事における主任技術者又は監理技術者の専任期間は契約日の翌日から平成32年10月31日までとする。ただし、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年３月１日付国総建第315号）に該当する期間は除く。

⑿　平成29年度工事の受注者が受注した場合にあっては、平成29年度工事の主任技術者（監理技術者）はこれを兼ねることができる。

⒀　将来予定される本工事の残余部分（内外装工事）を本工事の受注者が受注した場合にあっては、本工事の主任技術者（監理技術者）はこれを兼ねることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年５月15日付東北防衛局長）に示す手続きに従い、三沢㉚庁舎Ａ新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。

なお、代表者以外の構成員も同様とする。

⑸　平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす新設建築工事の施工実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、代表者以外の構成員も同様とする。

㋐　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋑　建物規模　３階建て以上かつ延べ面積4,200㎡／棟以上

なお、当該実績が防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　建築一式工事に係る監理技術者の資格を有する者である。

イ　平成15年度以降入札公告日までに、次の要件を満たす新設建築工事の施工経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

㋐　構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

㋑　建物規模　２階建て以上かつ延べ面積2,100㎡／棟以上

なお、当該経験が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、東北防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。